

第2回江差町再生可能エネルギーゾーニング検討協議会

議事要旨

日 時：令和5年12月27日（水）13時30分～16時00分

会 場：江差町保健センター（役場庁舎1階）

議 事

（1）陸上専門部会の振り返り&陸上ゾーニングマップ及び環境配慮事項の説明

〈質疑応答〉

A 委員）保全エリアとして、風力発電機と住宅との離隔が小型で100m、大型で300m以内としているが、今後風力発電機の大型化が考えられることからさらに離隔をとるべきではないか。

事務局）既設風力発電機との離隔を鑑みて300mを設定した。300m以上の離隔があれば問題ないわけではなく、実際に風力発電機を設置するためには今後環境影響評価の中で、予測評価を行っていく必要がある。本事項は、環境配慮事項にも記載している。

A 委員）調整エリアとした場合押し通されてしまうことも考えられるため、離隔の確保はしっかりとしてほしい。

会長）事業者には環境配慮事項の遵守を訴え、環境影響評価の中でしっかり予測評価を行ってもらおう。

B 委員）促進エリアが1.8%だが、風力発電機ごとに離隔をとる必要があることを考えると、ある程度の本数を建てられる可能性はあると考える。促進エリア周辺の調整エリアを含めて、エネルギーを生産できるエリアとしてPRすることも考えられる。保全エリアの近傍は避けるべきだが、促進エリア付近の調整エリアを含めて促進する区域としてまとめてほしい。

（2）洋上専門部会の振り返り&洋上ゾーニングマップ及び環境配慮事項の説明

〈質疑応答〉

A 委員）①ゾーニングエリア案としては、300mとしているものの、圧迫感を感じることが考えられるため、保全エリアとして一定距離はなすべきではないか。

②環境省の洋上風力発電に係る環境影響評価手法の技術ガイドラインの中に補足資料においてVR、ARの記載もされているため、景観に対する環境配慮事項にVR、ARを記載することはできないか。

③鷗島の景観について、時間、季節、天候という項目も加えてほしい。

会長）一定距離について具体的な根拠があれば提示してほしい。

A 委員）現状出されている配慮書を確認すると、海岸線から0.5kmの離隔をとって計画されてい

るため、最低でも 0.5km は必要であると考える。

I 副会長) VR、AR については、直近の技術ガイドラインの委員会の中で提示された方法のひとつであり、必要であれば使用することに努めるという立ち位置である。合意形成上の有用性があるかどうか分からないため、行う必要があるとするのは難しいと考える。

事務局) 配慮事項の中に記載している「眺望特性」が、提示した項目に該当するかと考えている。意見を踏まえて記載について改めて検討していく。

C 委員) ①景観については、主観が入るものであるため、配慮事項に記載された経済面、観光、教育、地域振興を事業者に対し、きちんと求めてほしい。

②3D モデルの眺望点として丘の上からの視点場もあればよいと思った。

③資料 4-1 7 ページにおいて、風力発電機のスケールが統一されていないので風力発電機同士の比率を合わせた資料としてほしい。

B 委員) ①漁礁との距離 434m に対し、住宅との離隔が 300m と近いが何か理由があるのか。

②秋田港、能代港において岸からの離隔で規制を行っているのか。

事務局) ①2つの項目の考え方の違いから生じている。住宅との離隔は、陸上浮力発電のゾーニングと同様の考え方で設定しており、漁礁は風力発電機の倒壊距離を基に設定している。

②秋田港、能代港は、港湾内の事業であるため、岸からの離隔は決まっていない。地域によっては、法定協議会で決める場合も存在する。

(3) ゾーニングマップの今後の活用と調整エリアにおける協議先について

〈質疑応答〉

A 委員) 相談先について位置づけ及び、運用方法をどう考えているのか。条例化する際に、相談先としての根拠をどう担保していくのか。

事務局) 事業者がはじめに相談する窓口として設定している。

会長) 行政機関が窓口になる項目については、法令上権限がある部署を窓口としている。景観など、法令上の権限を持たない部門があげられている項目については、条例化した際の重みづけ、位置づけを第 3 回に向けて検討していく。

(4) 総合討論・意見交換

〈質疑応答〉

B 委員) エネルギー促進は市民の理解あつてのものであるため、調整エリアについて誤認させないようにしてほしい。調整エリアについては、課題をクリアすることで、はじめて事業ができるエリアであるため、その旨をきちんと説明するべきである。

会長) しっかりした説明を行い理解を深める場として、今後、住民説明会の実施を考えている。

D 委員) ゾーニングに対しては、まとまっている印象を受ける。今回の議事をまとめ、第 3 回協議

会に向かってほしい。

E 委員) 調整エリアの認識については、重要であると考えているので、しっかり反映してほしい。

F 委員) 専門部会の意見が反映されていて良かった。

G 委員) 地権者によって、促進エリア、調整エリアどちらが良いか立場は変わってくるため、立場の違いによる見解の違いが出てくることも懸念される。

H 委員) 町長として、住民対応はどう考えているのか。

会長) 第3回の前後に住民との意見交換会を水堀地区、江差町役場で開催することを考えている。意見交換会にて、住民の意見を聞きながら丁寧に進めていきたい。

I 副会長) ①今後ゾーニング結果を出す際には、再生可能エネルギーについて詳しくない方も見るということを前提に、丁寧に情報を説明していく必要がある。

②小型風力についての記載は江差町らしさであるので、もう少し詰めていければより良いゾーニングになると考える。

③環境配慮事項は、調整エリアで事業を進めるにあたり守ってほしい事項をまとめた重要な項目である。もう少し詰めていく部分があるのではないかと考えている。

J 副会長) 調整エリアでの風力発電事業を行う中で、環境配慮事項が話し合いのよりどころになる。環境配慮事項において、以下の5点に言及したことはとても良いと考える。

- 1.「夕日」の記載で時間、「国道沿い」という記載でシークエンス景観に配慮が必要なのがわかるなど、眺望点の資源に対してしっかり書き込んでいる。
- 2.「最新の知見を使って」という記載があり、今後出てくる技術を使うことにも言及できている。
- 3.「コミュニケーションを図る」と記載することにより、離隔距離など数字で決め打ちするのではなく、コミュニケーションの中での合意を図りながら進めていく必要性が示せている。
- 4.施設稼働後に言及することにより、環境影響評価後の地元とのコミュニケーション、地域活性に向けた見直しの必要を示せている。
- 5.他の地域では、海に対する景観について記載する計画が少ない中で海の景観についても言及できている。